

港湾運送事業報告規則（昭和53年運輸省令第10号）の一部改正について

1. 背景

本年5月から改正港湾運送事業法（平成17年法律第45号）が施行される等、近年の規制緩和の方向や、港湾運送事業者の事務負担の軽減に資する観点から、港湾運送事業報告規則（昭和53年運輸省令第10号）において独自の様式を定めていた港湾運送事業の貸借対照表等について、当該様式の廃止し、合理化を図ります。なお、貸借対照表及び損益計算書については、引き続き監査等適切な事後チェック体制の維持のため必要であることから、会社法に基づく様式の提出を求めることを予定しております。

2. 概要

1. 損益計算書（第2号様式）、利益金処分計算書（第3号様式）及び貸借対照表（第4号様式）の廃止

現在、港湾運送事業報告規則に基づき、損益計算書、利益金処分計算書及び貸借対照表については独自の様式による会計の処理を義務づけております。港湾運送事業の規制緩和に伴い、事業者の負担の軽減の観点から、会社法と異なる独自会計様式を削除し、一般的な会社法に基づく損益計算書、株主資本等変動計算書及び貸借対照表の提出を求めることを予定しております。

2. 営業収益明細書（第5号様式）及び港湾運送事業営業費明細書（第6号様式）の一部改正

現在、適切な監査の実施の観点から、(1)港湾運送事業の行為ごとの収益及び費用については損益計算書、営業収益明細書及び営業費明細書で、(2)港湾運送以外の事業の収益及び費用については損益計算書でその額の提出を求めています。今般、独自の損益計算書を廃止することにより、(2)港湾運送事業以外の事業に係る収益及び費用の数値を把握することができなくなるため、新たに営業収益明細書及び営業費明細書に欄を追加することを予定しております。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：平成18年7月中旬